

69. 昭和40年度民間学術研究機関補助金の交付について

〔諮問〕

文大術第76号
昭和40年度諮問第1号
日 本 学 術 会 議

昭和40年度民間学術研究機関補助金の交付について、別紙の機関から申請がありましたので、民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和26年法律第227号）第5条第2項の規定に基づき、審査の方針および対象の範囲について諮問します。

昭和40年4月15日

文部大臣 愛 知 揆 一

注）民間学術研究機関補助金申請機関は、答申の申請研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第308号
昭和40年6月2日

文部大臣

愛知 揆一 殿

日本学術会議会長

朝永 振一郎

昭和40年度民間学術研究機関補助金の
交付について（答申）

昭和40年4月15日付文大術第76号昭和40年度諮問第1号
により諮問のありました標記のことについて別紙のとおり答申いた
します。

〔別紙〕

1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号ないし第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 学術上特色ある研究を行なって、その研究業績が優秀顕著であり、現に相当充実した研究員、研究施設をもって研究活動を継続している研究機関を重視すること。
- (2) 研究機関の維持運営は、その研究活動と不可分であることにかんがみ、単に維持運営の困難性のみでなく、学術の急速な進歩に即応して、研究機関としての機能を発揮するために必要な有能な専任研究者の確保および施設、設備の近代化が可能となるよう十分考慮すること。

なお、特に意義のある研究を実施し、または計画中のものについては、特別の配慮をすること。

2. 対象範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号および第2号を基として、別表のとおり認定する。

認定の符号は、A、B、Cとし、A（A'はAに準ずるもの）、Bは助成するに適格なものを示し、Cは不適格なものを示す。

〔別表〕

昭和40年度民間学術研究機関補助金
交付申請機関認定一覧

	申請研究機関名	認定欄
社団法人	部落問題研究所	A
財団法人	黎明会徳川林政史研究所	A
社団法人	中国研究所	A
財団法人	世界経済調査会	B
〃	資源科学研究所	A'
〃	服部植物研究所	A
〃	山階鳥類研究所	A'
〃	黎明会徳川生物学研究所	A
〃	応用科学研究所	A'
〃	電磁応用研究所	B
〃	石炭総合研究所	A
〃	木原生物学研究所	A
〃	九州経済調査協会	B
〃	化学療法研究会化学療法研究所	A'
〃	癌研究会癌研究所	A
〃	労働科学研究所	A

(注) 今回は、Cに該当するものはない。

(参考)

諮問から照会等に変ったものについて

従来、日本学術会議に対して諮問されていた事項が近年、諮問の形式をとらず、照会・依頼の形式をとるようになったものがある。以下の三つがこれに該当するので参考までに掲載しておく。

諮問事項、同年月日	照会・依頼事項、同年月日
大学院および学位について (昭. 24. 10. 1)	大学院および学位制度の改善 について (昭. 48. 4. 24)
計量単位令および計量単位規則について (昭. 27. 5. 17)	計量法に規定する計量単位に ついて (昭. 52. 8. 3)
文部省予算のうち「科学研究 の振興に必要な経費」の配分 に関する基本方針等について (昭. 34. 12. 14)	(1) 科学研究費補助金の審査の 大綱について (昭. 53. 9. 18) (2) 科学研究費補助金(二段審 査に係るもの)の審査委員 候補者の推薦について (昭. 53. 9. 18)

また、照会・依頼文は下記のとおりである。

文大大第263号

昭和48年4月24日

日本学術会議会長殿

文部省大学学術局長

木 田 宏

「大学院および学位制度の改善について

(中間報告)」の送付について

大学院および学位制度の改善については、昭和47年3月11日

に、文部大臣から大学設置審議会に諮問し、以後、同審議会の大学基準分科会において審議願っていましたが、このたび同分科会から中間報告がありました。

同分科会では、大学院の果たしている役割の重要性にかんがみ、今後、広く関係各方面のご意見をうかがったうえで、答申をとりまとめるはこびとなっております。

つきましては、同中間報告を送付しますので、これに対するご意見等を本年6月末までに、下記あてお寄せくださるようお願いいたします。

なお、お手数ですが、同封の受領書をご返送ください。

(意見等送付先)

東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 (〒100)

文部省大学学術局気付

大学設置審議会大学基準分科会長

注) 「大学院および学位制度の改善について(中間報告)」は省略

52機第1619号

昭和52年8月3日

日本学術会議

会長 越智勇一 殿

通商産業省機械情報産業局長

森山信吾

計量法に規定する計量単位について(照会)

上記の件について、現在、通商産業省では計量法(昭和26年法律第207号)の計量単位に関する規定を下記のとおり改正すべく検討しておりますが、これに対する貴会議の意見をお伺いします。

なお、計量単位令及び計量単位規則に関する規定の改正については、成案を得ました時点で、あらためて意見をお伺いすることとし

ております。

記

1. 計量法第2条の物象の状態の量として、「物質量」及び「コンダクタンス」の2つを加える。
2. 計量法第3条の基本単位として、物質量の計量単位を加え、次のように定義する。

物質量の計量単位は、モルとする。モルは、0.012キログラムの炭素12の中に存在する原子の数と等しい数の構成要素を含む系の物質量として現示する。

3. 計量法第5条の誘導単位に関して、次のような改正を行う。
 - (1) 第6号の圧力の計量単位「ニュートン毎平方メートル」を「パスカル又はニュートン毎平方メートル」に改める。
 - (2) 第16号の粘度の計量単位「ニュートン秒毎平方メートル」を「パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル」に改める。
 - (3) 第41号の放射能の計量単位「壊変毎秒」を「ベクレル又は壊変毎秒」に改める。
 - (4) 第43号の照射線量の計量単位「レントゲン」を「クーロン毎キログラム」に改め、定義中の「10,000分の2.58クーロン」を「1クーロン」に改める。
 - (5) 計量法第5条の誘導単位にコンダクタンスの計量単位を加え、次のように定義する。コンダクタンスの計量単位は、ジーメンズとする。

ジーメンズは、1アンペアの電流が流れる導体の二点間の電圧が1ボルトであるときに、その二点間のコンダクタンスをいう。
- (6) 計量法第9条の織度等の計量単位から吸収線量を削除し、同法第5条の誘導単位として吸収線量の計量単位を加え、次のように定義する。

吸収線量の計量単位は、グレイとする。

グレイは、放射線の照射により物質1キログラムごとに電離

性粒子によって1ジュールのエネルギーが与えられたときの吸収線量をいう。

4. 計量法第6条の補助計量単位に関して、次のような改正を行う。

(1) 計量法第5条第43号の照射線量の計量単位「レントゲン」も、「クーロン毎キログラム」の補助計量単位として同法第6条に加え、次のように定義する。

レントゲンは、0.000258クーロン毎キログラムをいう。

(2) 計量単位規則第4条第7号の吸収線量の計量単位「ラド」を、「グレイ」の補助計量単位として同法第6条に加え、次のように定義する。

ラドは、グレイの100分の1をいう。

5. 上記の計量単位の改正に関連し、計量法第3条第6号、第5条第44号等の「ニュートン毎平方メートル」を「パスカル」に改める等所要の規定の整備を図る。

文学助第40号

昭和53年9月18日

日本学術会議事務局長 殿

文部省学術国際局長

篠澤公平

昭和54年度科学研究費補助金の

審査の大綱について(依頼)

このことについて、貴会議の御意見を伺いたいので、よろしくお願ひします。

なお、御回答は来る53年11月30日までにお願ひします。

文学助第40号

昭和53年9月18日

日本学術会議事務局長 殿

文部省学術国際局長

篠 澤 公 平

科学研究費補助金（二段審査に係る
もの）の審査委員候補者の推薦につ
いて（依頼）

科学研究費補助金のうち二段審査を行う種目（総合研究(A)、総合研究(B)、一般研究、奨励研究(A)及び試験研究）に係る研究費の配分について、別紙Ⅰ「昭和54年度科学研究費系・部・分科・細目別審査委員の定数基準、継続、新規内訳一覧」に基づき、各分科・細目ごとに第1段審査委員及び第2段審査委員の新規委員数の1.5倍ないし2倍（端数が生じた場合は切り上げ）の審査委員候補者を御推薦いただき、来る53年11月30日までに御回答くださるようお願いいたします。

なお、第1段審査委員及び第2段審査委員の役割、性格については、別紙Ⅱを参照の上、審査委員候補者選定に当たっては遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いいたします。

注) 別紙Ⅰ及び別紙Ⅱは省略。